

## 議案第 108 号

### 字の区域の変更について

本市内の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

石垣市字白保ヤモレ 1423 番 2、1424 番 2、1429 番 32、1429 番 33、1436 番 39、1436 番 266、1436 番 267、1436 番 268、1436 番 269、1436 番 270、1472 番 2、1479 番 7、1485 番 2、1486 番 2 の内 2,480 平方メートルを石垣市字白保カンチに、石垣市字白保ヤモレ 1436 番 267、1436 番 271、1436 番 296、1484、1485 番 2、1485 番 4、1486 番 1、1486 番 2、里道の内 2,912 平方メートルを石垣市字宮良カンシタに、石垣市字白保カンチ水路の内 550 平方メートルを石垣市字白保ヤモレに、石垣市字白保カンチ水路の内 1,861 平方メートルを石垣市字宮良カンシタに、石垣市字白保カンチ水路の内 96 平方メートルを石垣市字宮良ヤモレーに、石垣市字宮良カンシタ 1844 番 2、1846 番 2、1847 番 2 の内 271 平方メートルを石垣市字宮良ヤモレーに、石垣市字宮良ヤモレー1849 番 2、水路の内 1,457 平方メートルを石垣市字宮良カンシタに編入し、その区域を変更する。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定に基づき、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項の規定において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

### 理 由

県営農地整備事業米節東地区の整備により、字の区域を変更する必要性が生じたため、同事業により整備された道路に沿い字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

米節東地区土地改良事業 字界変更による面積増減表

| 大 字 | 小 字  | (編入)<br>増加面積            | 減少面積                    | 増 減                       | 備 考 |
|-----|------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|-----|
| 白 保 | ヤモレ  | 5 5 0 m <sup>2</sup>    | 5, 3 9 2 m <sup>2</sup> | △ 4, 8 4 2 m <sup>2</sup> |     |
| 〃   | カンチ  | 2, 4 8 0 m <sup>2</sup> | 2, 5 0 7 m <sup>2</sup> | △ 2 7 m <sup>2</sup>      |     |
| 宮 良 | カンシタ | 6, 2 3 0 m <sup>2</sup> | 2 7 1 m <sup>2</sup>    | 5, 9 5 9 m <sup>2</sup>   |     |
| 〃   | ヤモレー | 3 6 7 m <sup>2</sup>    | 1, 4 5 7 m <sup>2</sup> | △ 1, 0 9 0 m <sup>2</sup> |     |

